

◎新潟県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年5月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区宇津俣字湯ワキ1451の2、1451の子、1451の丑、1455、1455の子、1456、1457の1、1457の2、1458の1から1458の3まで、1459の1、1461の1、1461の2、1462の3、1464、1466、1485の1、1485の2、1485の子から1485の寅まで、1485の辰、1486、1487の1、1487の2、1488の1、1488の3から1488の6まで、1490から1497まで、1499から1505まで、1506の1から1506の4まで、1507から1509まで、1510の1、1511、1512の2、1512の3、1512の8、1512の丑、1513

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）